

赤い羽根共同募金配分金助成事業募集要領



1 目的

住民相互の「たすけあい・ささえあい」を精神とする共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができ、住民自らが参加する地域福祉コミュニティを実現するための多様な活動を支援します。

福祉需要に柔軟かつ多様に活動をしている福祉団体、ボランティア団体等を支援することにより、地域福祉の一層の推進を図ることを目的とします。

2 助成対象

- (1) 佐久穂町内における地域住民の支援活動を行う団体等
- (2) その他配分委員会が認める団体等

3 助成対象費用

- ・会議費、印刷費、郵送費、講師謝礼、消耗品費、材料費、研修費、会場費等

4 助成対象外費用

- ・飲食費、人件費、研修旅行費や高額な交通費等

5 申請方法

- (1) 所定の申請書（様式1）に添付書類を添えて期日までに提出してください。

- (2) 申請期間

令和8年4月22日(水)～令和8年5月29日(金)まで

但し、配分委員会が認める場合はこの限りでない。

- (3) 提出先

〒384-0613 佐久穂町大字高野町 351 番地

佐久穂町共同募金委員会（佐久穂町社会福祉協議会ふれあい支所内）

TEL 86-4273 FAX 86-1215

6 助成の決定

配分委員会の審査を経て決定し、助成対象となった団体へは助成金を概算交付する。

但し、事業を実施できなかった場合及び申請内容が大幅に変更になった場合は、速やかに報告しなければならない。

7 事業完了報告書の提出

助成を受けた団体は、令和9年3月末までに完了し、30日以内に所定の実績報告書に添付書類を添えて提出するものとする。